

# 宇部市一般廃棄物処理基本計画 (案)

平成23年(2011年)2月

宇 部 市



# 目 次

## 計画策定の趣旨

1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間及び目標年度	2
4	計画の構成	2

---

---

## 第 1 部 ごみ処理基本計画

---

---

### 第 1 章 ごみ処理の現状

第 1 節	本市の概要	3
1	人口及び世帯数の推移	3
2	5 歳階級別人口	4
3	産業別就業者数	5
4	本市の傾向	5
第 2 節	ごみ処理の仕組	6
1	ごみ分別	6
2	ごみ処理フロー	7
第 3 節	ごみ排出量等の推移	8
1	ごみ排出量	8
2	1人1日当たりのごみ排出量	10
3	ごみの性状	11
4	リサイクル率	12
5	ごみ処理経費	15
第 4 節	処理体制の現状	16
1	収集運搬の現状	16
2	中間処理施設の現状	17
3	最終処分場の現状	22

第5節	現状の分析	23
1	減量化の課題	23
2	リサイクルの課題	23

## 第2章 ごみ処理基本計画

第1節	基本理念・基本方針	24
第2節	計画目標	24
1	目標年度	24
2	計画の目標値	25
第3節	市民・事業者・行政の役割	27
第4節	3Rに関する施策	28
1	3Rの推進のための普及啓発・環境学習	29
2	リデュース（発生抑制）	32
3	リユース（再使用）	33
4	リサイクル（再生利用）	34
第5節	適正なごみ処理に関する施策	36
1	分別・排出	36
2	収集・運搬	36
3	中間処理	36
4	最終処分	37
5	その他の適正処理対策	37

---

---

## 第2部 生活排水処理基本計画

---

---

### 第1章 生活排水の現状

第1節	生活排水の処理の流れ	39
第2節	処理形態別人口の推移	40
第3節	生活排水処理施設の整備状況	42
1	公共下水道	42
2	合併処理浄化槽	43
3	農業集落排水処理施設	43
第4節	中間処理の現状	44
1	収集・運搬の現状	44
2	既存し尿処理施設の概要	44
3	し尿・浄化槽汚泥の収集量	45
4	処理に要する経費	47
第5節	下水道普及状況	48

### 第2章 生活排水処理基本計画

第1節	基本方針の設定	49
1	生活排水処理に係る基本方針	49
2	処理主体	49
第2節	処理目標	49
第3節	生活排水の将来推計	50
1	生活排水処理形態別の人口予測	50
2	し尿・浄化槽汚泥発生量の推計	51
第4節	し尿・汚泥処理計画	53
1	収集・運搬の計画	53
2	中間処理の計画	54

# 資料編

## 参考資料1 ごみ処理基本計画

1	人口・ごみ量の将来推計	1
2	減量化・資源化対策後における将来推計	6

## 参考資料2 市民アンケート結果

1	市民アンケート結果	10
---	-----------	----

## 参考資料3 ワークショップ結果

1	ワークショップ結果を受けた施策への展開	18
---	---------------------	----

# 計画策定の趣旨

## 1 計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市はその区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めることが義務付けられています。環境省が策定した「ごみ処理基本計画策定指針」において、一般廃棄物処理基本計画は、10年から15年先に目標年次をおき、概ね5年ごとに見直しを行うこととされています。

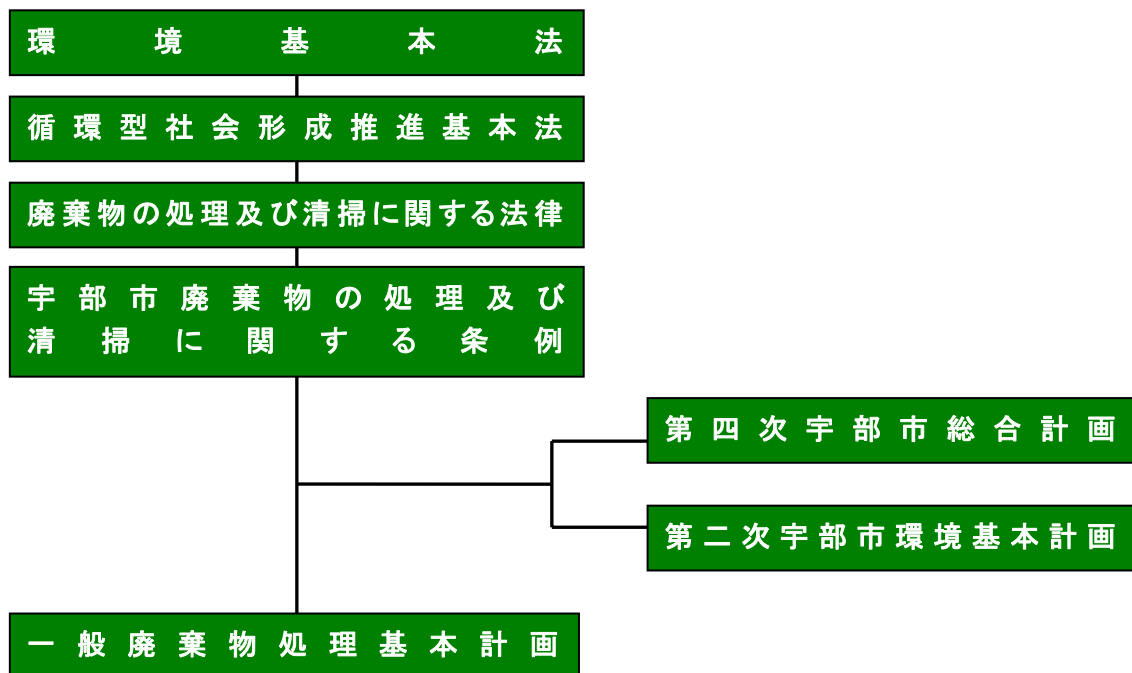
本市の計画は、平成23年3月をもって前回の計画改定から5年が経過することから、近年の廃棄物処理を取り巻く社会情勢及び地域特性を考慮した新たな基本方針・施策を盛り込んだ一般廃棄物処理基本計画を策定します。

具体的には、ごみ処理基本計画では、市民・事業者・行政の三者の協働により、資源循環のまちづくりを推進するため、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）及びリサイクル（再生利用）による3Rの取組と適正なごみ処理を推進し、さらなるごみ減量、リサイクルを推進する計画を策定します。

また、生活排水処理基本計画では、生活排水処理に係る基本方針、生活排水処理施設整備の基本方針を示し、他の計画等と整合を図った計画を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、国及び山口県の計画、本市の上位計画である「第四次宇部市総合計画」及び「第二次宇部市環境基本計画」との整合を図り策定するものであり、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化並びに適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示したものとします。

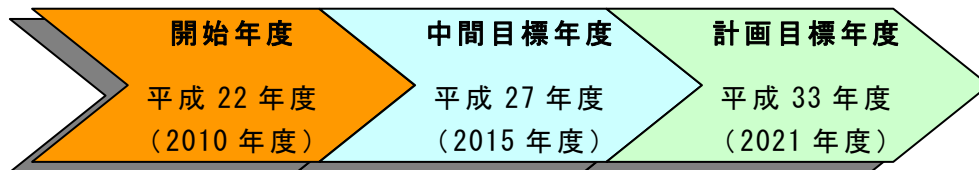


### 3 計画期間及び目標年度

本市の上位計画である「第四次宇部市総合計画」及び「第二次宇部市環境基本計画」との整合を図り、計画期間は平成 22 年度（2010 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までとします。

計画目標年度は平成 33 年度（2021 年度）とし、中間目標年度を平成 27 年度（2015 年度）とします。

なお、本計画は、概ね 5 年ごとに改定するほか、本市を取り巻く社会経済状況の大きな変化や新たな環境問題等、予期し得ない変化が生じた場合は、柔軟に見直しを行います。



### 4 計画の構成

本計画は、「第 1 部 ごみ処理基本計画」および「第 2 部 生活排水処理基本計画」で構成します。

「第 1 部 ごみ処理基本計画」では、ごみ排出量の予測に基づき、今後の本市の環境行政の目指すべき姿について目安を示し、これを達成するため必要となる施策・事業についての基本方針を示しています。

「第 2 部 生活排水処理基本計画」では、生活排水排出量の予測に基づき、本市の水環境の目指すべき姿について目安を示し、これを達成するため必要となる施策・事業について基本方針を示しています。

